

後を絶たない米軍人・軍属による女性への性的暴行事件に関する意見書

2025年3月、沖縄県中部の米軍基地内で、在沖米海兵隊員が基地内で勤務する日本人女性に対し性的暴行を加え、止めに入った別の女性にも負傷を負わせるという極めて悪質な事件が発生した。

2023年12月にも、米空軍兵が未成年の少女を誘拐し性的暴行を加えた事件が発生。その後も米兵による性的暴行事件が次々と明らかになり、抗議・再発防止を求めて沖縄県民大会が開かれたが、少女暴行事件以降に発生した沖縄での米兵による性的暴行事件は公表されているだけでも7件に上る異常事態となっており、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。本市議会は、昨年、10月28日に未成年者に対する同様の事件に対して、全会一致で意見書等を可決し、厳重に抗議した上で早急な取り組みを求めたばかりである。米軍人・軍属による性的暴行事件・事故が発生する度に抗議を行ってきたものの、沖縄における米軍人・軍属による性暴力事件が繰り返し発生している現状に、強い憤りと深い悲しみを覚える。米軍基地の存在が長年にわたり沖縄県民に過重な負担を強いてきた中で、米軍人・軍属による性暴力事件が後を絶たないことは断じて容認できない。

よって、本市議会は、米軍人・軍属による絶対に許すことの出来ない性的暴行事件に対し、市民、県民の人権と生命、財産を守る立場から、激しい怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、具体的かつ実効性のある対策を目に見える形で直ちに講じることを強く強く求める。

記

- 1 被害者への速やかな謝罪と完全な補償、そして丁寧な心身のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等への人権教育の再点検を行い、綱紀粛正の徹底、ならびに実効性のある抜本的な再発防止策を示し、早急に講じること。
- 3 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。特に事件発生時の身柄確保など、司法権の強化を図ること。
- 4 フォーラムを開催し、形骸化することなく、事件の公表のあり方や被害の未然防止など実効性のある協議を公開の場で行い公表すること。
- 5 在沖米軍基地の整理・縮小を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年5月15日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務省特命全権大使（沖縄担当）

沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長